

宇土市介護保険料減免基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 5 4 号

宇土市介護保険料減免基準に関する規則の一部を改正する規則

宇土市介護保険料減免基準に関する規則（平成 1 5 年規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（令和 8 年熊本地震による介護保険料減免措置の特例）

第 4 条 令和 8 年熊本地震により、居住する住宅が被害を受けた場合における第 1 号被保険者の令和 8 年度分の介護保険料であって、令和 8 年 7 月 2 8 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に普通徴収の納期限が設定されている介護保険料又は同期間に特別徴収される介護保険料（以下「令和 8 年度介護保険料」という。）の減免については、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、居住する住宅が半壊以上の損害（災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和 8 年 6 月内閣府作成）に基づき市が実施した被害状況調査の判定結果による。以下同じ。）を受けた第 1 号被保険者に対して、次の表の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
大規模半壊・中規模半壊・半壊	2 分の 1

- 2 令和 8 年熊本地震に係る長期避難世帯（被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号ハに該当する世帯をいう。）に属する第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料については、全額を免除する。
- 3 令和 8 年熊本地震により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となり、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料については、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、全額を免除する。
- 4 令和 8 年熊本地震により、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料については、全額を免除する。ただし、令和 9 年 3 月 3 1 日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料について、全額を免除する。
- 5 令和 8 年熊本地震により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）が減少した場合における第 1 号被保険者の令和 8 年度介護保険料の減免については、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を除く。）が令和 7 年中の当該事業収入等の額の 1 0 分の 3 以上である第 1 号被保険者（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（租

税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が 4 0 0 万円を超える者を除く。）に対して、次の算式により算出した額を軽減し、又は免除する。

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第 1 号被保険者の保険料額

B 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和 7 年の所得の合計額

C 第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和 7 年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の令和 7 年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合

令和 7 年の合計所得金額	軽減又は免除の割合
2 1 0 万円以下であるとき	全部
2 1 0 万円を超えるとき	1 0 分の 8 （ただし、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者について、失業し、又は事業を廃止した等により、当分の間、収入が見込めない場合は、全部）

6 前各項の規定のうち、2 以上に該当するときは、その区分において減免の割合が最も大きいものを適用する。

（令和 8 年熊本地震による令和 8 年度分の介護保険料の減免申請に関する特例措置）

第 5 条 条例第 8 条のただし書の規定により、規則で定める場合とは、令和 8 年熊本地震により附則第 4 条第 1 項の表の損害区分のいずれかに該当することが明らかな場合であって、市長が令和 8 年度分の介護保険料を減免する必要があると認めるときをいう。この場合において、当該介護保険料の減免は、納期限前までに申請書の提出があったものとみなし、職権で行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 7 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の附則第 4 条の規定は、令和 8 年度分の介護保険料について適用し、令和 7 年度分までの介護保険料の減免については、なお従前の例による。